

改正後	改正前
<p>(資産の評価) 第二十四条の三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を除く。）</p> <p>三 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(資産の評価) 第二十四条の三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）</p> <p>三 (略)</p> <p>7 (略)</p>